

# 今月の税務トピックス

## (利子税・還付加算金・延滞税の割合の引下げ)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



### はじめに

国内銀行（信用金庫を除きます。）の平成23年11月から平成24年10月までの貸出約定金利（新規・短期）の平均は1.019%とされていました。直近12ヶ月である平成30年9月から令和元年8月まで貸出金利等の平均は0.609%と約0.41%低下しています。また、同期間における都市銀行と地方銀行・第二地方銀行及び信用金庫間の貸出約定平均金利の差も1.43%から0.91%と0.52%縮小しています（出典：金融経済統計月報・日本銀行）。

そこで、令和2年度税制改正では、上記市中金利の実態を踏まえて、利子税・還付加算金及び延滞税の割合が引下げられました。

本稿は、引下げられた利子税等の概要とその実務上の留意点について解説します。

### I 利子税の割合の引下げ（新措法93②～④）

利子税の割合は、各年の利子税特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その年中においては、次に掲げる利子税の区分に応じそれぞれ次に定める割合とされています。

なお、「利子税特例基準割合」とは、各年の前々年の9月から前年の8月まで（改正前：前々年の10月から前年の9月まで）の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日まで（改正前：12月15日まで）に財務大臣が告示する割合（以下「平均貸付割合」とされます。）に年0.5%（改正前：年1%）の割合を加算した割合とされます。

#### ① 相続税及び贈与税に係る利子税

それぞれの利子税の割合に、その利子税特例基準割合が年7.3%に占める割合を乗じて得た割合

#### ② 上記①以外の利子税

利子税特例基準割合

### II 還付加算金の割合の引下げ（新措法95）

還付加算金の割合は、各年の還付加算金特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その年中においては、その還付加算金特例基準割合とされます。

なお、「還付加算金特例基準割合」とは、

平均貸付割合に年0.5%（改正前：年1%）の割合を加算した割合とされます。

### III 延滞税の割合の引下げ（新措法94①②）

延滞税については、遅延利息としての性格及び滞納を防止する機能、回収リスクの観点から、その水準が維持されることとされます。

ただし、納税の猶予等の場合に軽減される延滞税については、利子税・還付加算金と同様に国内銀行の貸出約定平均金利に0.5%（改正前：1.0%）を加算した割合に引下げられます。

### IV 適用関係（令和2年改正法附則111①②）

前述したIからIIIまでの改正は、令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税、還付加算金及び延滞税について適用され、同日前の期間に対応する利子税、還付加算金及び延滞税については、なお従前の例によります。

### おわりに

利子税、還付加算金及び延滞税の割合の特例の適用がある場合における利子税、還付加算金及び延滞税の額の計算において、その計算した割合及び加算した割合（平均貸付割合及び延滞税特例基準割合を除きます。）が年0.1%未満の割合であるときは年0.1%の割合とすることとされ、最終的に算出される利子税、還付加算金及び延滞税の割合が0%とならないよう下限（0.1%）が設けられています（措法96①）。

図表：利子税・還付加算金及び延滞税の割合の引下げのまとめ

区分	内容	改正前	改正後
利子税	法人税における申告期限の延長に係る納付、相続税の延納等の場合に約定利息として課税	1.6%	1.1%
還付加算金	同から納税者への還付金に付される利息	1.6%	1.1%
延滞税	原則 法定納期限を超過し履行遅延となった場合に延滞利息として課税	8.9%	
	2ヶ月以内等	2.5%	
納税の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	1.6%	1.1%

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。